

連続ストップ時における呼値の制限値幅の拡大について

平成 12 年 12 月 27 日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 趣旨	<p>現在、取引所においては、1日の価格変動幅を一定の範囲にとどめる「呼値の制限値幅制度」を採用しているが、これは、過当投機的な売買等により株価が大幅に急騰又は急落した場合に、投資者が冷静な判断を行うための時間を確保し、また、投資者に対する不測の損害を回避する観点から導入しているものである。</p> <p>しかしながら、この制限値幅制度により、制限値幅の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)に連続して張り付くような銘柄については、売り買いの需給が拮抗した価格に到達するまで相当の期間を必要とし、当該期間中は売買を実質的に行うことができない場合があるなどの問題があることから、連続してストップとなる銘柄に係る呼値の制限値幅の考え方について検討する。</p>	
2. 対応の考え方	<p>連続してストップとなる銘柄については、速やかに需給の拮抗点に到達させて投資者に売買の機会を提供する方が望ましいと考えられるため、連続してストップとなる銘柄のうち、株価の方向性が明らかであり、売買を行うことが困難であると認められる銘柄について、<u>制限値幅の拡大</u>を行うこととする。</p> <p>速やかに需給の拮抗点に到達させる方法としては、制限値幅を撤廃することも考えられるが、通常の売買において制限値幅が撤廃されると、その場の流れによっては、株価が1日で1円となるという極端な値動きも想定されるなど、この方法は現段階では適当ではない。</p>	<p>・現在、整理ポストに割り当てられた銘柄のうち株価の方向性が明らかであると認められた銘柄については制限値幅を撤廃している。</p>
3. 拡大に係る条件等	<p>制限値幅の拡大を行う条件等は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 拡大を行う条件及び拡大する値幅</p> <p>3日以上連続してストップ高(又はストップ安)となった銘柄のうち、直近の3日間において売買高がない銘柄について、翌営業日から制限値幅を2倍に拡大する。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>なお、ストップ高が連続した場合には上限のみを、ストップ安が連続した場合には下限のみを拡大する。</p> <p>(2) 解除を行う条件 拡大した側の制限値段以外の値段で売買が成立した場合には、その翌営業日から通常の制限値幅に戻すこととする。</p> <p>(3) その他 株券について条件に合致して制限値幅を拡大した場合には、転換社債券などの派生商品についても拡大を行う。 ただし、派生商品だけが条件に合致した場合には、当該派生商品も含めて拡大は行わない。</p>	<p>・派生商品については、他の証券取引所がシステム上の制約から上限及び下限とも拡大を行わざるを得ないため、本所においても同様の取扱いとする。</p>
4. 重複上場銘柄の取扱い	<p>重複上場銘柄については、基本的に全ての取引所において同様の対応を行う。</p>	
5. その他	<p>会員証券会社及び投資者向けの周知については、ホームページなどを利用して行うこととする。</p>	<p>・詳細については、別途、検討する。</p>
6. 実施時期	<p>平成 13 年 4 月を目途に実施する。</p>	

以 上